

生ごみ処理機等普及事業補助金手続きの流れ

補助率（100円未満切捨て）

生ごみ処理容器 購入経費の1/2 限度額 5,000円
電動式生ごみ処理機 購入経費の1/3 限度額 20,000円

- ・申請は年度に1回まで。
- ・1回の申請につき、生ごみ処理容器又は電動式生ごみ処理機1基です。

事前にご相談を

電動式、非電動式で補助率が違います。
購入経費が2,000円以上のもので、市内販売店からの購入に限ります。



交付申請書の提出

【提出書類】

- ① 酒田市生ごみ処理機等普及事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 納入予定業者の見積書
- ③ 市納税課データの閲覧同意書



書類の審査
交付の決定

「交付決定通知書」をお送りします。
この「交付決定通知書」が届いてから購入してください。



購入

必ず、領収書を頂いてください。
※申請者の氏名及び購入品目の名称が明記されているもの



実績報告書の提出

【提出書類】

- ① 酒田市生ごみ処理機等普及事業補助金実績報告書（様式第2号）
- ② 上記の領収書
- ③ 購入した生ごみ処理機の写真（使用場所に設置後）



書類の審査
確定通知

「確定通知書」をお送りします。
実績報告を受け、「補助金の額が確定しました」という意味です。



請求書の提出

酒田市様式の「請求書」に記入・押印して、提出してください。



補助金の交付